

「令和 3 年度騒音障害防止のためのガイドライン見直しに関する検討事業」 に係る検討会設置要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、厚生労働省より受託した「令和 3 年度騒音障害防止のためのガイドライン見直しに関する検討事業」を実施するために必要な検討会の設置及び運営について定めることを目的とする。

（設置委員会）

第 2 条 設置する検討会は、「騒音障害防止のためのガイドライン見直し検討会」（以下「検討会」という。）とする。

（検討会の構成等）

第 3 条 検討会は、10 名程度の学識経験者等によって構成し、委員の委嘱は中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）理事長が行う。

- 2 検討会に座長を置く。座長は、委員の互選により委員のうちから選出する。
- 3 座長が欠けた場合は、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代行する。

（委員の任期等）

第 4 条 委員の任期は、令和 4 年 3 月 22 日までとする。

- 2 委員が任期中に辞任した場合には、中災防理事長が補欠委員を委嘱することができる。
- 3 補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

（検討会の開催等）

第 5 条 検討会の招集は、中災防労働衛生調査分析センター所長が行う。

- 2 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求めることができる。

（守秘義務及び利益誘導の禁止等）

第 6 条 委員は、検討会に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は利益誘導のために使用してはならない。

（事務局等）

第 7 条 検討会の事務は、中災防労働衛生調査分析センターが行う。

- 2 この要綱に定めるもののほか、検討会の議事及び運営に必要な事項は、検討会の定めるところによる。